



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第7回

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和7年12月9日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第7回説明会アジェンダ

アジェンダ

- I. はじめに [5分]
- II. 第73回予防接種基本方針部会の報告 [30分]
- III. その他説明事項 [25分]
- IV. これまでの説明会でいただいた
主な質問と回答 [25分]
- V. 事務連絡 [5分]

実施要領

- 開催日時：
 - 12月9日（火）13:30～15:00
- 開催場所・会議方式：
 - Web会議
- 参加者：
 - 市区町村、都道府県
 - 厚生労働省
 - 事務局 三菱総合研究所（厚労省支援事業者）
- 配布資料：
 - 本資料

はじめに…本説明会の目的

- 本日は、「第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会」のうち、デジタル化関連の内容についてご報告させていただきます。特に、令和3年2月から令和6年3月まで実施された特例臨時接種に関する接種記録の取扱いについては、各自治体において対応が必要になる場合もありますので、ご留意ください。
- 併せて、実際に医療機関アプリを導入している医療機関での導線や端末の配置状況等の実例を紹介させていただきますので、今後の医療機関との調整に際し、参考としてください。

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. 第73回予防接種基本方針部会の報告**
- 3. ワクチン接種記録システム（VRS）の終了について**
- 4. 医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ**
- 5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答**
- 6. 事務連絡**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 本説明会資料における用語の説明

用語	内容
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入	標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。
デジタル化	健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、タスク# 1～16を実施（# 4・5は任意）した後、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。
デジタル予診票による接種	<ul style="list-style-type: none">・デジタル化後に、住民が医療機関においてデジタル予診票を利用して接種する環境を整えること。また、こうした接種のこと。・請求・審査・支払が予予・請求システム上で実施可能であること。
民間アプリ（医療機関向け） ＝「医療機関アプリ」	現在の先行実施で利用している民間事業者が開発したアプリ。予予・請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しているもの。
予防接種サイト	<p>【自治体が利用する場合】 LGWANと接続されている自治体内の端末を用いて閲覧するサイト。 予予・請求システムがサイトの画面を提供する。</p> <p>【医療機関が利用する場合】 オンライン資格確認にて利用しているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。</p>
任意接種（委託契約に基づくもの）	自治体と医療機関の間での接種業務の委託に基づき、対象者に対して任意接種を実施し、自治体が費用の一部を、医療機関に対して委託料又は助成額として支払う方式。 R8.6のデジタル化の対象。
任意接種（委託契約に基づかないもの）	自治体と医療機関の間での接種業務の委託に基づかない（例えば協定関係や協力関係等）任意接種で、接種希望者が任意接種を受けた際、自治体が費用の一部を接種希望者に助成する方式。 R10.4以降の対応予定。

デジタル化するために必要なタスク一覧

- デジタル化するために、自治体には以下 # 1 ~ 16 (# 4・5 は任意) のタスクを実施していただく必要がある。
- 本説明会では、それぞれのタスクの内容について説明を行う。※現在準備中であり、整い次第、情報提供させていただく予定。

#	タスク	タスク内容	対応説明会
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールをシステムベンダと協議の上検討し、導入する	第1回
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保	デジタル化に必要となる予算の検討を行い、予算を確保する	第1回
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施	予予・請求システムの利用に伴うPIAを実施する	第1回
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ	任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で、個人番号利用条例に独自利用事務として規定がない場合は、条例改正を行う必要がある	第1回
5 任意	諸規則の確認と改正要否の検討及び改正手続	デジタル化に伴う予防接種事務の運用変更内容と、自治体の諸規則との整合性を確認の上、改正要否を検討する。必要に応じて改正を実施する	第1回
6	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関して、民間事業者との利用契約を締結の上、医療機関でのアプリ導入の支援を実施する	第5回
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意	集合契約システム、予予・請求システムの利用規約に同意する	第1回
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請	集合契約システムに委任状申請を行う	第1回
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収	医療機関等に対して、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を配布・回収し、国保中央会に提出する	第1回
10	医療機関等に対する集合契約システムの委任状申請依頼	医療機関等に対して、集合契約システムへの委任状申請を依頼する	第1回
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録	予予・請求システムに、対象の予防接種やサイトURL情報を登録する	第1回
12	予予・請求システムへのマスタデータ登録	国保連合会と予予・請求システムとの連携を確立する	第1回
13	支払事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）	国保連合会と支払事務委託契約を締結する	第1回
14	住民への業務運用周知	デジタル化後の運用の変更点に関し、住民及び医療機関に対して説明・周知する	第6回
15	予予・請求システムへの対象者情報登録	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する	第2回
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行	予予・請求システムに、住民の過去の接種記録データを移行・登録する	第2回

デジタル化するための自治体スケジュール (最短でデジタル化する場合)

凡例 ：自治体必須作業

□：自治体任意作業

#	タスク	R7年度				R8年度	
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q
	R7年度中に着手する必要のあるタスク						
	R8年度に入ったら着手する必要のあるタスク						
	マイルストーン						
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入						
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保						
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施						
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ				△説明会1,2回目(R7.6) △説明会3,4回目(R7.7) △説明会5回目(R7.8)	△集合契約システムリリース(R7.11未予定) 集合、予予・請求システム導入説明会（対自治体・医療機関） △本説明会	△改正法施行(R8.6) △予予・請求システムリリース(R8.6)
5 任意	規則等の確認と改正要否の検討及び改正手続				確認と要否の検討（長さは仮）	確認と要否の検討（長さは仮）	条例改正が必要な場合は、3月議会への付議が必要
6	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援						
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意						集合契約システムのアカウント発行（R7.12頃）
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請				アカウント情報入力様式への回答	申請準備～申請	
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収				R8.4～5頃の集合契約締結以降、委任状申請が可能 (確定には上位機関の承認が必要)		
10	医療機関等に対する集合契約システムへの委任状申請依頼				アカウント情報入力様式への回答	申請準備～申請	
11	予予・請求システムへのマスター登録				# 8 自治体の集合契約の委任状申請が完了後、医療機関に委任状申請をしていただく		
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）						
13	支払事務委託契約の締結（自治体↔国保連合会）				R8.4～5頃の集合契約締結以降、支払事務委託契約の締結が可能		
14	住民への業務運用周知				周知の開始時期はR8.4頃を想定（仮）		
15	予予・請求システムへの対象者情報登録						
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行						

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. 第73回予防接種基本方針部会の報告**
- 3. ワクチン接種記録システム（VRS）の終了について**
- 4. 医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ**
- 5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答**
- 6. 事務連絡**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

改正予防接種法の施行について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年改正予防接種法の施行期日について

施行期日について

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の予防接種法においては、予防接種に関する各種事務のデジタル化に係る事項（※）について規定している。
※ 電子対象者確認（個人番号カードを用いて接種対象者を確認する仕組み）の導入、予防接種等関連情報データベースの構築等
- 当該規定の施行期日については、公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされているところ（改正法の公布日は令和4年12月9日であることから、当該範囲内における最終日は令和8年6月8日である）。



具体的な施行期日については、

- ・予防接種事務のデジタル化の実装には、各自治体におけるシステム改修が必要であること
- ・現在、国及び関係団体において、デジタル化の基盤となる新システム及びデータベース等を設計・開発・改修しているところであり、これらのシステムの運用開始には相当の時間を要すること等の理由により、改正法の公布から施行まで十分な期間を確保する必要があることから、その施行期日を**令和8年6月1日（月）**とする。

予防接種記録の保存期間について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

これまでの経緯

令和6年3月13日の議論のまとめ（抜粋）

- 予防接種に関する記録について、予防接種のデジタル化に合わせ、現状の5年間から延長することとしてはどうか。
- 個人情報の取扱いや他の同様の制度との均衡性等の観点から、配慮すべき点について整理した上で、具体的な期間や運用ルールを定めてはどうか。

令和7年7月2日の議論のまとめ（抜粋）

予防接種記録の保存期間について、以下の理由から、現行の「接種を行ったときから5年間」を「**接種を行ったときから、被接種者が亡くなった日から5年が経過する日までの間**」に見直す方針で了承いただいたところ。

- 接種記録については、ワクチンの効果が長期間に及ぶ場合があり、今後様々な接種プログラムの検討が必要となつた際にも対応できるよう、他の医療情報よりも長い保存期間を検討する必要がある。
- 被接種者本人による接種歴の確認や証明のためだけではなく、記録作成後の予防接種施策における利用を目的として、個々人の生涯にわたる利用を念頭に、接種記録の保存期間を延長すべき。
- 保存期間の延長に係る費用について試算したところ、仮に100年に延長した場合、1自治体当たりの年間費用に換算すると数万円程度の増加という結果になった。
- 保存期間を延長するか否かにかかわらず、個人情報保護法など関連規定を遵守する必要がある。予防接種事務のデジタル化後においても適切に個人情報を保護するために、引き続き取組を進めていく。
- 不要となった情報をむやみに持ち続けることなく、適切に消除する観点から、保存期間を設定する必要がある。

論点1 保存期間の見直しを行う時期について

— 予防接種事務のデジタル化に係る改正予防接種法の施行に合わせ、接種記録の保存期間の見直しをすることとするか

デジタル化前後における接種記録の保存方法について

- 現行の接種記録の保存方法としては、接種記録が記載された紙の予診票を保存する・紙の予診票に記載された接種記録を自治体システムに入力しデータとして保存する方法が考えられるところ。
- この点、予防接種事務のデジタル化によりシステム（※）が構築されることで、接種記録の管理及び廃棄等が自動化される等、保存性能が向上する。

※ 現在、国において開発中の「予診情報・予防接種記録／請求支払システム」を指す。

- これにより、自治体における接種記録の長期保存・管理が可能となる。

事務局案

- 保存期間の見直しについては、デジタル化に伴うシステム構築により、自治体による接種記録の長期保存・管理が可能となることを念頭に置いたものである。
- **デジタル化に係る改正予防接種法の施行に合わせ、令和8年6月1日以降に実施された予防接種に関する記録について、その保存期間を「接種を行ったときから、被接種者が亡くなった日から5年が経過する日までの間」に見直すこととしてはどうか。**

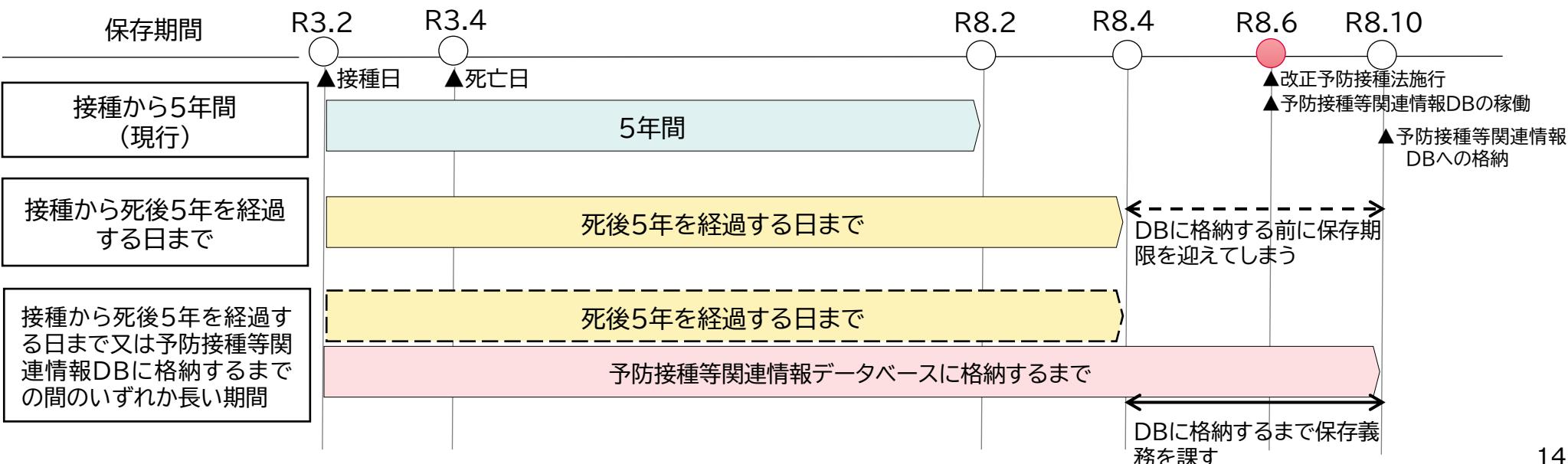
(1) 特例臨時接種に関する接種記録の保存期間について

2025（令和7）年11月20日

事務局案

- 特例臨時接種に関する記録については、令和8年2月以降、その保存期限を順次迎えるが、歴史的に重要な記録であること・現在自治体においてデータ化された状態で保存されていることから、適切にデータベースに格納されるよう、**現行の保存期間を延長すること**としてはどうか。
- 具体的な保存期間としては、①又は②の**いずれか長い期間**としてはどうか。
 - ①特例臨時接種を行ったときから被接種者が死亡した日から5年を経過する日までの間
 - ②特例臨時接種に関する記録を予防接種等関連情報データベースに格納するまで間

例：R3.2に特例臨時接種を受けたA自治体の住民Bの接種記録（住民BがR3.4に死亡し、A自治体がR8.10にDBに格納する場合）



論点2 保存期間の見直しの例外について ② 紙の接種記録の保存期間について

第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会

2025（令和7）年11月20日

資料
1

一 保存期間の見直しについては、改正予防接種法の施行に合わせ、施行日以降に実施された予防接種の記録について適用する方針であるが、一方、施行後の接種記録のうち、紙媒体の接種記録に限っては、その保存期間を別途検討することとしてはどうか。

デジタル化後における紙の接種記録の課題

- デジタル化により、デジタル予診票を利用した接種が可能になる一方、
 - ・自治体におけるシステム改修に時間要すること
 - ・高齢の接種対象者等、デジタル予診票の利用が難しいケースがあること等を踏まえると、当分の間、**現行の紙の予診票による接種も併存することはやむを得ない。**
- 紙の予診票を利用した接種の場合、現行と同様に、自治体において紙の予診票の保存に加え、システムへの手入力に伴う事務負担が一定程度想定されるところ。
- このため、デジタル予診票を利用した場合の接種記録と同様に、紙の予診票を利用した場合の接種記録を「接種を行ったときから、被接種者が死亡した日から5年を経過するまでの間」保存することは、**自治体に過重な負担を課すこととなる。**

事務局案

- 保存期間の見直しについては、デジタル化に伴うシステム構築により、自治体による接種記録の長期保存・管理が可能となることを念頭に置いたものである。
- このため、紙の予診票を利用した場合の接種記録については、その保存期間を「接種を行ったときから、被接種者が亡くなった日から5年が経過する日までの間」に見直すのではなく、別途保存期間を設けることとしてはどうか。
- 具体的な保存期間としては、現行の保存期間と同様に、「接種を行ったときから、5年を経過するまでの間」としてはどうか。

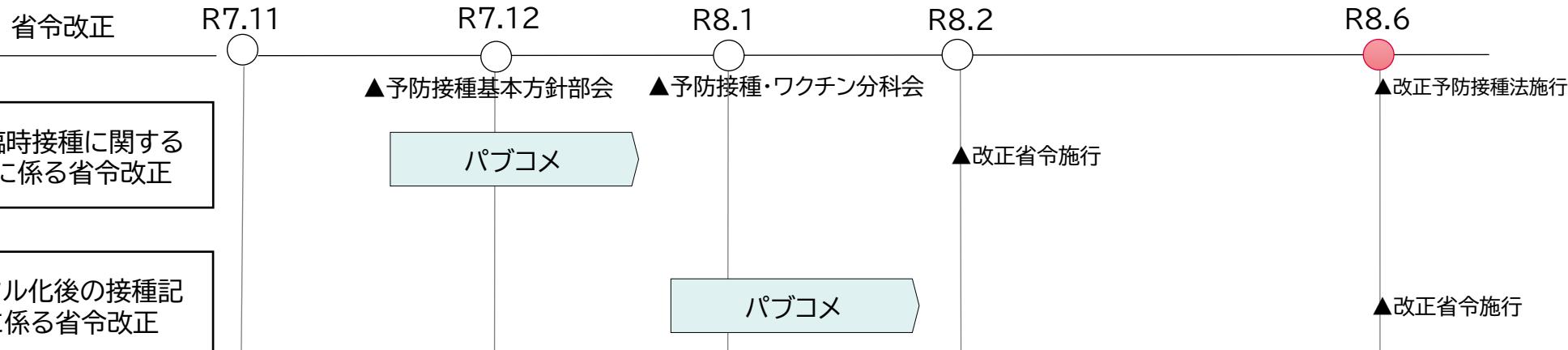
※ 接種記録情報は、予防接種の有効性・安全性分析に重要な情報であることから、紙の予診票を利用した場合の接種記録のうち、予防接種対象者番号・接種日・GTINコードの3情報については、自治体から厚生労働大臣への提供義務の対象とし、予防接種DBに格納する方針を検討しているところ（当該方針の詳細については、資料2 p 10においてご議論いただく予定）。なお、予防接種DBに格納された情報は、当該DB内で永年保存される予定。

論点3 今後のスケジュールについて

2025（令和7）年11月20日

- 論点2-①に記載したとおり、特例臨時接種に関する記録については、令和8年2月以降、その保存期限を順次迎えるところ、保存期間の見直しに係る省令改正を同年1月以前に行う必要がある。
- このため、特例臨時接種に関する記録の保存期間の見直しについては、施行までのスケジュールを鑑みて、本部会及びパブコメにおいていただいたご意見を踏まえた案を、予防接種・ワクチン分科会にご報告させていただきたい。

保存期間の見直しに係る省令改正のスケジュール(案)



まとめ

2025（令和7）年11月20日

- 事務局案による保存期間の整理は以下のとおり。

R8.5以前に実施された予防接種に関する記録		R8.6以降に実施された予防接種に関する記録	
紙の接種記録	電磁的な接種記録	紙の接種記録	電磁的な接種記録
接種を行ったときから 5年間	—	接種を行ったときから 5年間	接種を行ったときから、 被接種者が亡くなった 日から5年が経過する 日までの間

- ※ 新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種に関する記録については、①又は②のいずれか長い期間
- ① 特例臨時接種を行ったときから、被接種者が死亡した日から5年を経過する日までの間
 - ② 特例臨時接種を行ったときから、特例臨時接種に関する記録を予防接種等関連情報データベースに格納するまで間

予防接種DBに係る検討状況と 今後の方針について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

これまでの安全性・有効性評価・データベース研究について

- ✓ 安全性評価においては、医療機関等から報告される副反応疑い報告に基づき評価していたところ、自発報告であり全ての症例を拾えていないこと、接種者の情報のみしかないことから、接種者と非接種者の発現率の比較が正確に行えなかつた。
- ✓ 有効性評価については、厚生労働省でデータを保持しておらず、研究者による研究の結果を参考にしてきた。



予防接種の安全性に関する科学的評価の充実

- ✓ 安全性評価においては、予防接種DBとNDB等を連結することにより、接種者と非接種者における副反応が疑われる症状の発生率の比較が可能となり、こういった比較を、副反応疑い報告制度に基づく評価の追加的評価として実施することが期待される。

有効性及び安全性等に関する科学的知見を継続的に収集・評価する体制の拡充

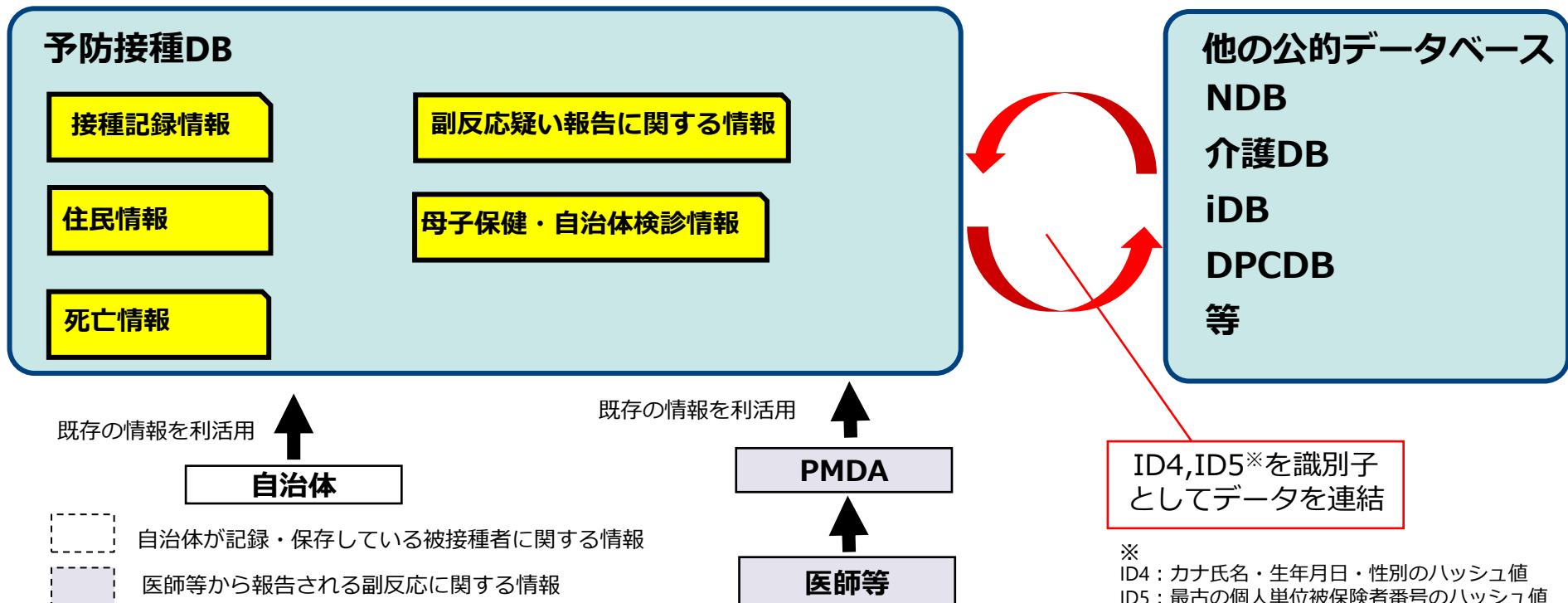
- ✓ JIHS(国立健康危機管理研究機構)に、予防接種DB等を活用したワクチンの有効性・安全性等の分析を行う部署を新設し評価体制を充実させたところであり※、ビッグデータに基づくワクチンの有効性及び安全性等に関する科学的知見を継続的・安定的に収集・評価することが期待される。※危機管理・運営局 感染症疫学部 ワクチン情報分析課（令和7年4月～）
- ✓ また、平時から、予防接種DBとNDB等の他の公的DBとの連結に基づく有効性・安全性の評価体制を充実させることで、パンデミック発生時でも、比較的早期に副反応や有効性の変化等のシグナルを探知できる等、将来のパンデミックを見据えた有効性・安全性分析も期待される。

予防接種に関する適切なリスクコミュニケーションの普及

- ✓ 予防接種DBによる有効性・安全性の知見を踏まえ、国民に対して科学的根拠に基づく情報提供をより適切なタイミングで行い、透明性の高いリスクコミュニケーションを確立することが期待される。

予防接種DBの開発・整備状況

- 令和8年6月より予防接種DBの運用を稼働できるよう、JIHS（国立健康危機管理研究機構）、DB構築事業者、工程管理事業者とともに、DBの開発、運用体制及び分析の具体的な手法等の検討を進めているところ。
- なお、自治体においても、令和7～9年度の間で自治体システム全般の改修について取り組んでいただいており、予防接種事務デジタル化に必要な機能をシステムに実装した上で、令和8年6月以降順次、予防接種DBへのデータの格納が行われる予定。
- JIHSを中心に、予防接種DBを用いた継続的・安定的な有効性・安全性に関する科学的知見の収集に向けた分析・評価手法の検討を引き続き進めていく。



【論点1】格納するデータ項目について

- DBを用いた分析・研究における必要性、自治体の事務負担、他の公的DBとのデータの連結等の観点を踏まえ、情報の種類ごとに、予防接種DBに格納するデータ項目について以下のとおり整理した。

情報の種類	提供元	具体的な項目
住民情報	市町村	氏名、性別、生年月、住民状態（転出日・死亡年月日等）
死亡情報① ^{注1}	市町村 ^{注1}	住民状態（死亡年月日）（再掲）
死亡情報② ^{注1}	市町村	死亡年月日、氏名、性別、生年月、死因の種類
副反応疑い報告情報 ^{注2}	PMDA	被保険者番号、氏名、接種時の年齢、性別、接種日、接種ワクチンの情報、接種後の症状等
接種記録情報	市町村／都道府県	予防接種対象者番号、予防接種管理番号、法定区分（定期・臨時・任意）、接種日、医療機関コード、実施区分（集団接種・個別接種）、接種区分（接種・予診のみ）、GTINコード ^{注3} 、ワクチン名、ロット番号、接種量、接種部位、接種方法、勧奨情報・予診票情報・間違い接種情報
母子保健・自治体検診情報	市町村	妊婦健診・乳幼児健診・子宮頸がん検診結果

※ 紙予診票の記録から入力する接種記録情報については、予防接種対象者番号・接種日・GTINコードは提供義務とし、それ以外の情報は任意提供。

注1 死亡情報については、①住基システムから連携される情報、②予防接種法に基づき市町村から提出された情報（自治体における事務負担軽減の観点から人口動態調査票と同一の提出方法としている。）を格納する。

注2 製薬企業から報告される情報についても格納する予定。

注3 世界共通で商品を一意に識別するための国際標準の商品識別コードをいい、医薬品・ワクチンの安全・品質・流通管理に用いられるもの。

事務局案

- 上記のデータ項目については、予防接種の有効性・安全性分析に重要な情報であることから、原則自治体の提供を義務とする方針としてはどうか。
- 母子保健・自治体検診情報については、今後母子保健DBや自治体検診DBが構築された場合、当該DBと連結することが可能となることを見込まれることや自治体の事務負担を考慮し、自治体が任意で提供することとしてはどうか。
- なお、紙予診票の記録から入力する接種記録情報については、自治体の新たな事務負担等につながることに鑑みて、予防接種対象者番号・接種日・GTINコードの提供を義務とすることとしてはどうか。

(参考) 格納する情報の期間について

2025(令和7)年11月20日

- 予防接種DBの運用は令和8年6月より開始を予定しており、基本的には令和8年6月以降の情報を格納する予定。
- 令和8年5月以前の情報については、自治体ごとに当該情報の保存状況が異なるため必ずしも悉皆の情報として格納されないことや、自治体の事務負担を考慮し、任意で自治体から提供された情報のみを格納する予定。

情報種別	提供元	データ範囲
住民情報	市町村	令和8年6月以降の情報 ※ 接種者と非接種者の比較分析のため、予防接種の実施有無は問わず、全住民分の情報を格納する。
死亡情報① (住基システムから連携される死亡情報)	市町村	令和8年6月以降の情報
死亡情報② (予防接種法に基づき収集した死亡情報)	市町村	令和8年6月以降の情報 ※ 毎年11月に前年の死亡情報を格納する予定 (令和8年の死亡情報は、令和9年11月に格納予定)。
副反応疑い報告情報	PMDA	令和8年7月以降の情報
母子保健・ 自治体検診情報	市町村	令和8年6月以降の情報

※接種記録情報については、別途議論を行う（論点2）。

【論点2】法定区分ごとの接種記録情報の提供義務を課す範囲について

第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会

資料
2
(改)

2025(令和7)年11月20日

- 法定区分ごとの接種記録情報の提供義務が係る範囲については、分析・研究における必要性、自治体の事務負担、他の公的DBとのデータの連結等の観点を踏まえ、以下のとおり整理してはどうか。



※ 令和3年2月17日から令和6年3月31までに実施された新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種

○改正予防接種法（令和8年6月施行予定）

第二十三条 厚生労働大臣は、定期の予防接種等による免疫の獲得の状況に関する調査、定期の予防接種等による健康被害の発生状況に関する調査その他定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、定期の予防接種等の実施状況に関する情報その他の前項の規定による調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び研究の実施に関し必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供するよう求めることができる。

事務局案

- R8.6以降に実施された定期接種・臨時接種に係る接種記録情報については、デジタル化により電子データを取得することが可能であるため、自治体から厚生労働大臣への提供義務の対象としてはどうか。
- 新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の接種記録情報は、現在、各自治体において電子データとして保存されているところ。今後、国における必要な調査研究に活かすため、R8.6以降に実施された定期接種・臨時接種に係る接種記録情報と同様に、自治体から厚生労働大臣への提供義務の対象としてはどうか。
- R8.5以前に実施された定期接種及び任意接種に係る接種記録情報については、自治体ごとに当該情報の保存状況が異なることから、提供義務を課さず厚生労働大臣への提供は任意としてはどうか。

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. 第73回予防接種基本方針部会の報告**
- 3. ワクチン接種記録システム（VRS）の終了について**
- 4. 医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ**
- 5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答**
- 6. 事務連絡**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3. ワクチン接種記録システム（VRS）の終了について

- ワクチン接種記録システム（VRS）は、令和7年度末をもって終了する。
- 終了にあたり、自治体に対応いただきたい事項は以下のとおり。

① 特例臨時接種に関する接種記録データの適切な保存・管理

- 今後の特例臨時接種に関する接種記録の保存期間の見直し（※）に備え、各自治体においては、デジタル化を開始し当該記録を予予・請求システムに移行するまでの間、健康管理システムで管理又はファイルを複数バックアップしていただくなど、適切に保存・管理を行っていただきたい。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種に関する記録については、①又は②のいずれか長い期間
① 特例臨時接種を行ったときから、被接種者が死亡した日から5年を経過する日までの間
② 特例臨時接種を行ったときから、特例臨時接種に関する記録を予防接種等関連情報データベースに格納するまで間
- なお、健康管理システムで管理をしている場合、健康管理システム上で一定期間での自動削除設定がされていることで記録が消失する可能性があることから、あらかじめ健康管理システムの設定を確認し、必要に応じて設定の解除・変更又はデータのダウンロードを行っていただくなど、ご留意いただきたい。

② 特定個人情報保護評価（PIA）について

- 新型コロナウイルス感染症予防接種事務に係るPIAを実施している場合は、いずれかの対応が必要。

① 事務の範囲を、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のみで実施している場合

VRSの終了に伴い、保護評価を実施した事務をやめたことを個人情報保護委員会へ通知する必要があることから、評価書に事務の終了の旨（「令和8年3月31日終了」）を明記の上、個人情報保護委員会へ提出すること。

② 事務の範囲を、定期の予防接種事務等と一体として実施している場合

評価書中のVRSの文言を削除する等、各自治体において適切な手続きを実施すること。

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. 第73回予防接種基本方針部会の報告**
- 3. ワクチン接種記録システム（VRS）の終了について**
- 4. 医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ**
- 5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答**
- 6. 事務連絡**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

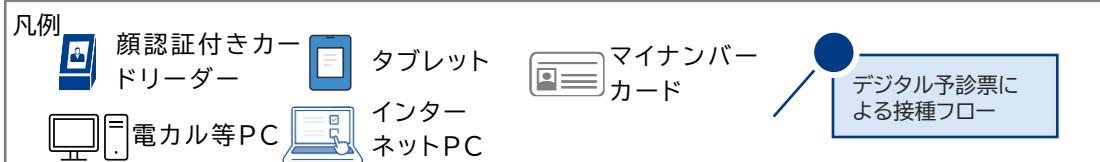
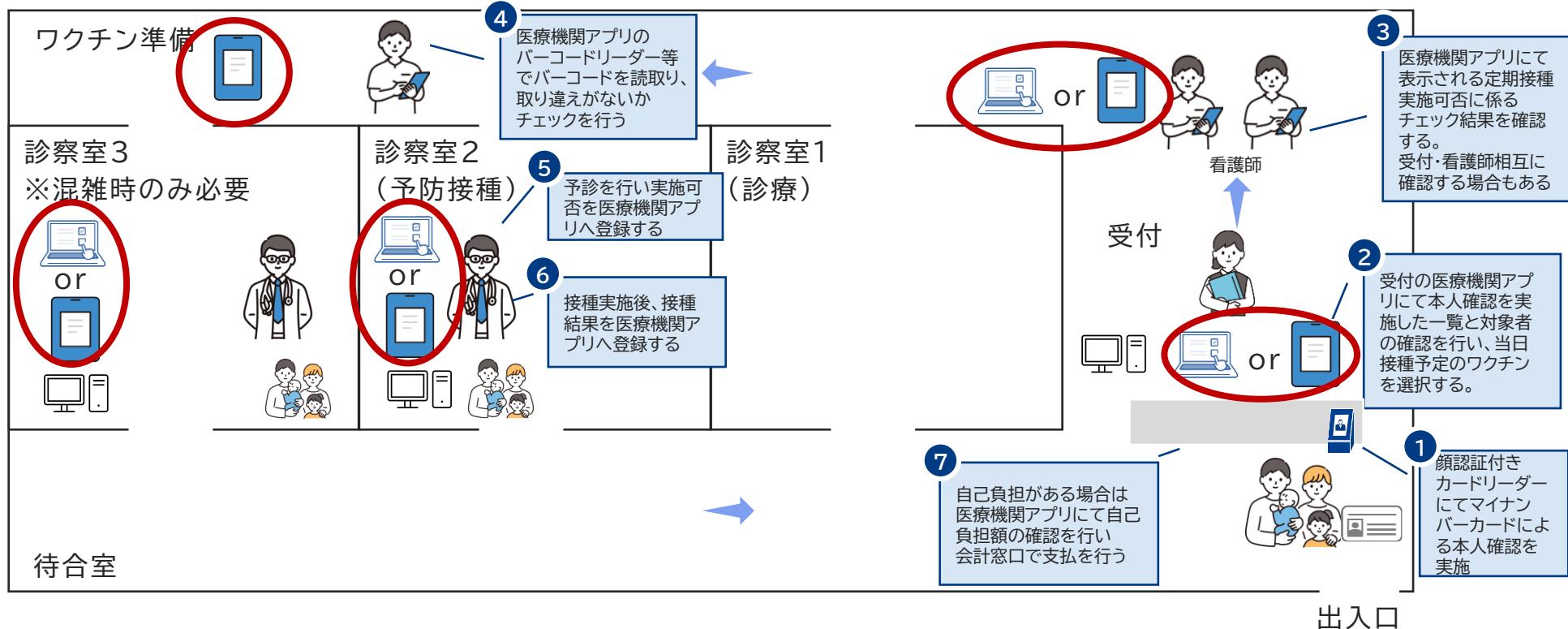
4. 医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ

- 予防接種事務デジタル化後の医療機関内での導線について、医療機関を実際に視察させていただいたことから、いくつかの導線を紹介させていただく。特に予防接種サイトの事例についてはヒアリングからイメージを作成している。
- 医療機関でのデジタル化の導入イメージをご説明いただく際に活用いただきたい。

#	パターン	医療機関（想定）	概要	
①-1	A類 医療機関アプリ	<ul style="list-style-type: none"> A診療所 接種実績：約200件/月 	インターネット接続可能なタブレット又はPCを受付、診察室、ワクチン準備室等へ設置した基本的なパターン	
①-2		<ul style="list-style-type: none"> B病院（300床、20診療科） 接種実績：約300件/月 	総合受付と診療科毎の受付が分かれているパターン。診療科内の導線は基本的に診療所に近い。	
②	予防接種サイト	<ul style="list-style-type: none"> C診療所 (人口の少ない自治体の医療機関を含む予防接種の機会の少ない医療機関) 	通常の保険診療で用いているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末（レセコン、電子カルテ端末等）を利用し予防接種サイトを用いたデジタル接種を実施する	
③-1	B類 (インフル・コロナの場合)	医療機関アプリ	<ul style="list-style-type: none"> D診療所 接種実績：約500件/月（通常約200件程度であることから10月-11月のピーク時は倍以上に増加） 	例年10月～11月にかけてピークが訪れる季節性のワクチンにおいては、短期間で大幅に接種件数が増加する。通常時のデジタル接種の体制を基にピーク時にも対応していく必要がある
③-2		予防接種サイト		
④	その他	集団接種会場	<ul style="list-style-type: none"> 集団接種会場（BCG） 約50件/回 	自治体が設置した集団接種会場にて医療機関アプリを利用しデジタル接種を実施する

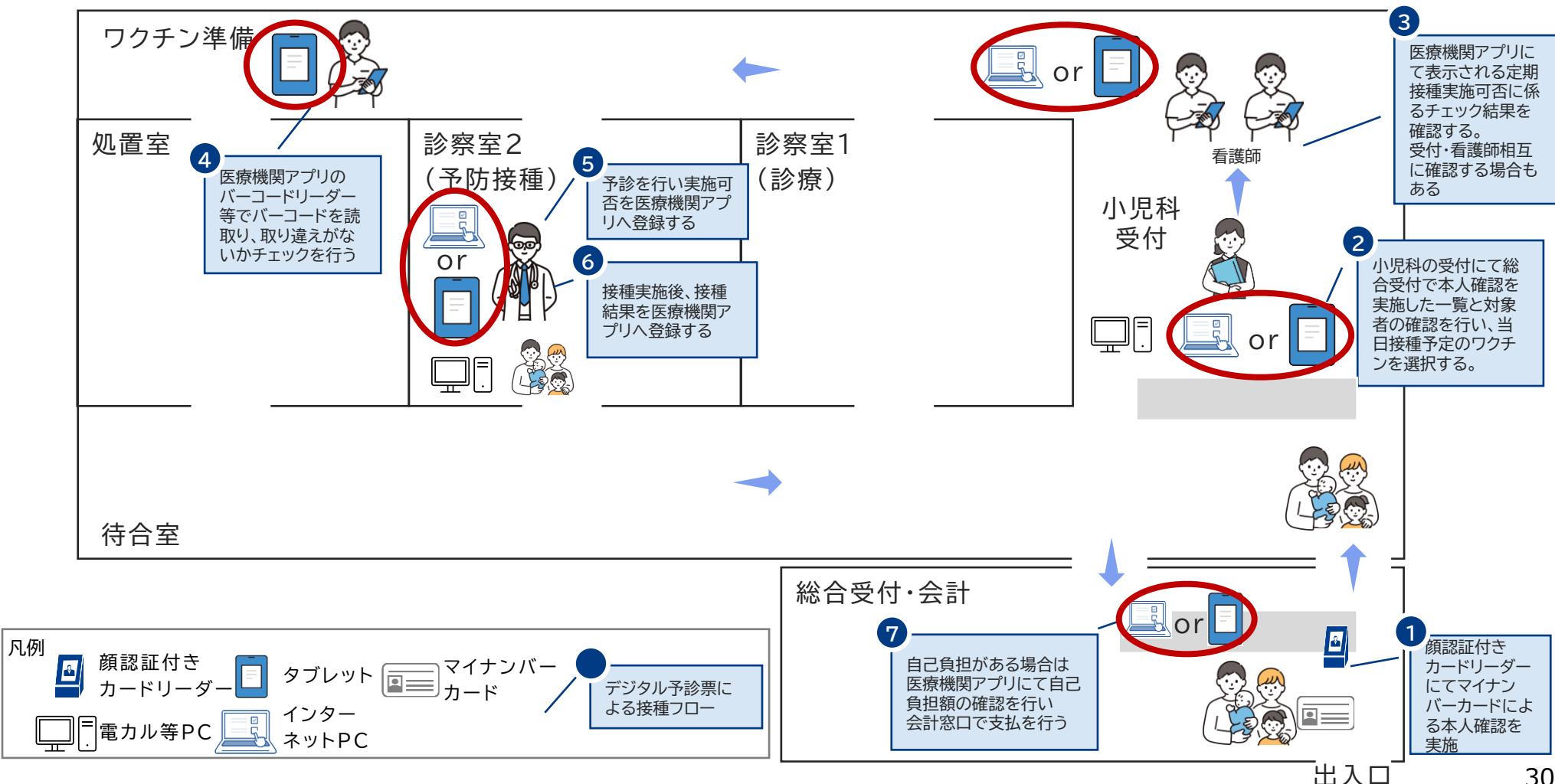
4. ①-1 A類×医療機関アプリ（イメージ）

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を受付2台、ワクチン準備室1台、診察室各1台を配置する。
- 土曜は予防接種数も増加するため入力業務の負担が大きくなることから、医療機関によってはPC端末でキーボード操作ができた方が効果的である場合も想定される。



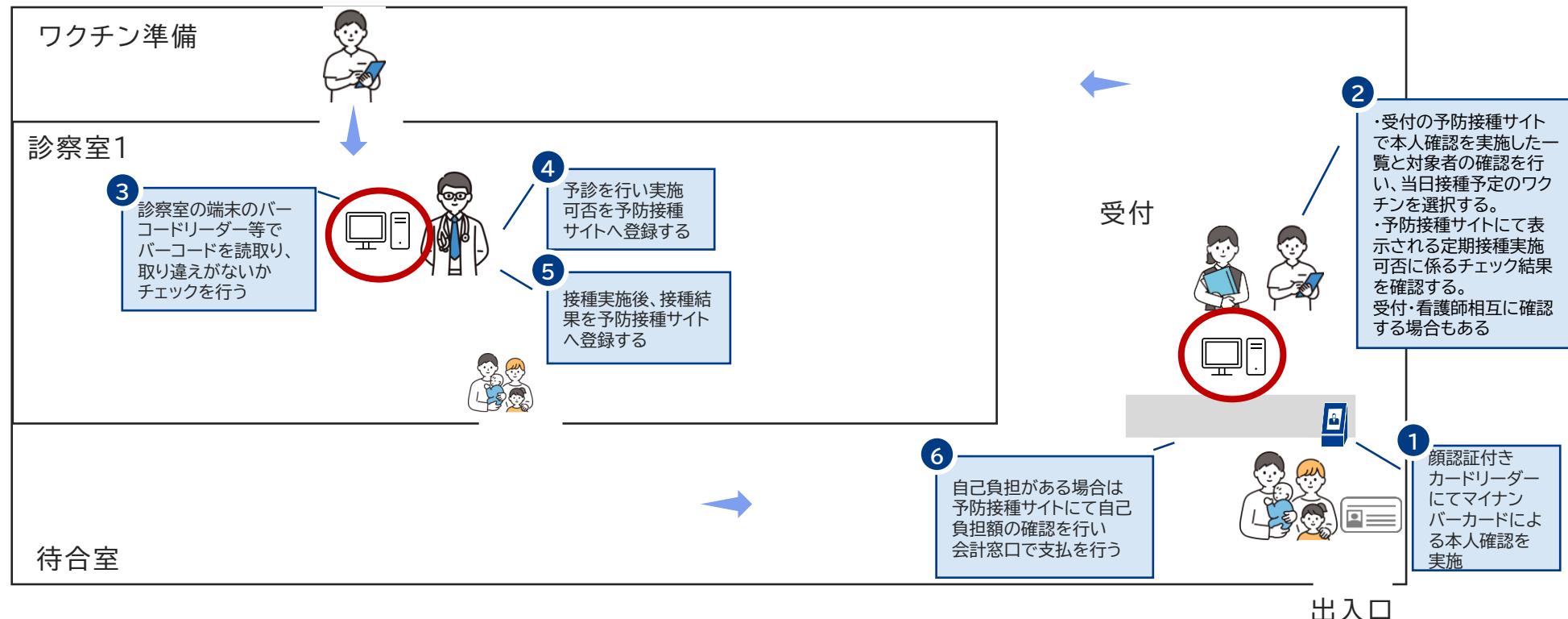
4. ①-2 A類×医療機関アプリ（イメージ）

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を総合受付1台、診療科受付2台、ワクチン準備室1台、診察室1台を配置する。
- 総合受付・会計窓口にてマイナンバーカードによる本人確認及び必要に応じて自己負担額の支払、診療科では予防接種の受付～予診・接種の実施及び医療機関アプリから情報の登録を実施する等の分担が必要となる。



4. (2) A類×予防接種サイト（イメージ）

- 人口の少ない自治体の医療機関や予防接種の機会の少ない医療機関では、予防接種サイトの利用も想定される。予防接種サイトは通常診療で利用している電子カルテ、レセコン等オンライン請求ネットワークに接続された端末を活用いただくことで利用可能。
- ワクチン準備の際に予防接種サイトの利用可能な端末がない場合、診療室の端末にバーコードリーダーを接続し、バーコードの読み取りを行っていただく想定。



凡例

領認証付き
カードリーダー

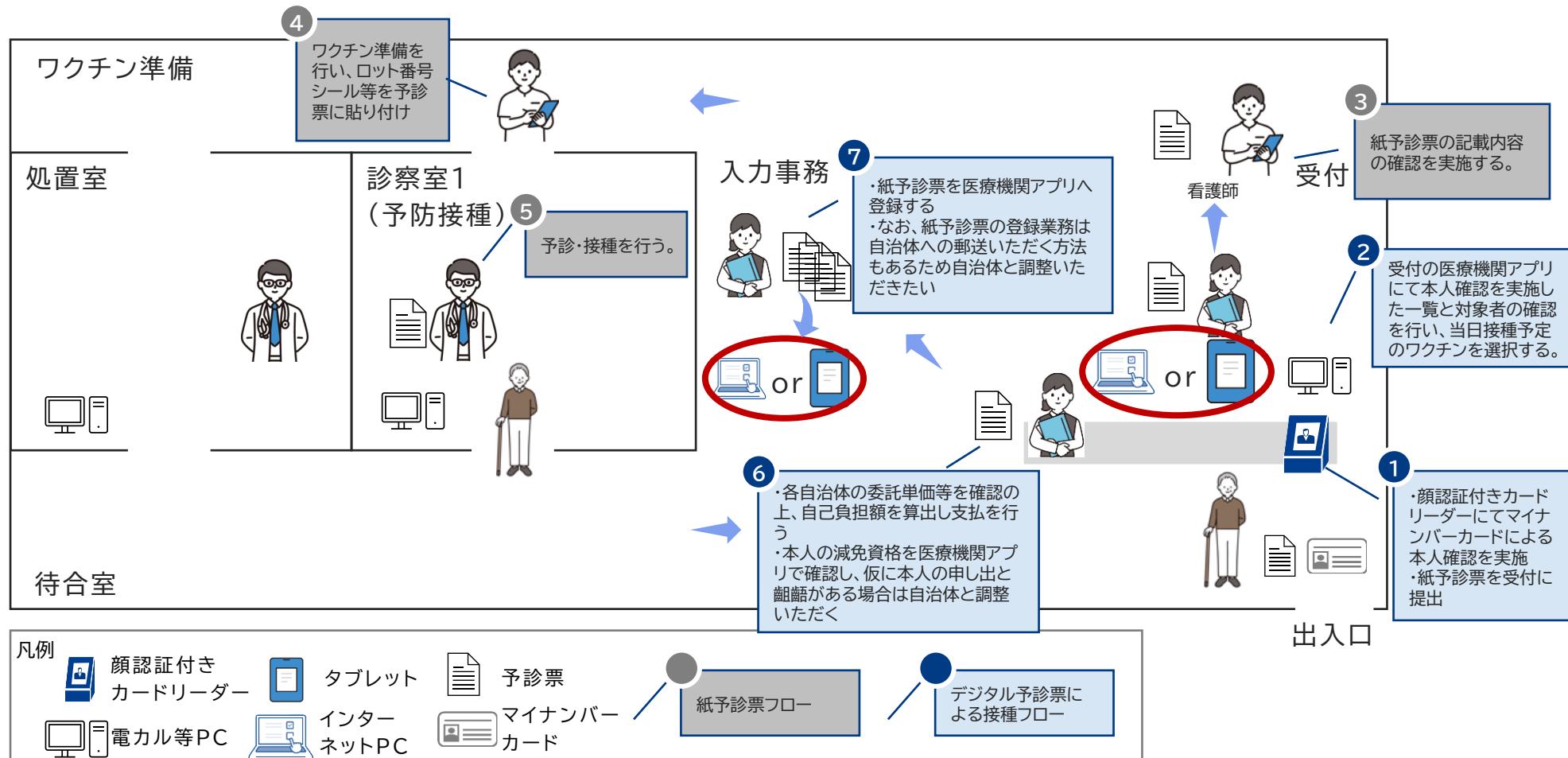
電カル等PC

マイナンバー
カードデジタル予診票に
による接種フロー

4. ③-1 B類（インフル・コロナの場合）×医療機関アプリ（イメージ）

D診療所

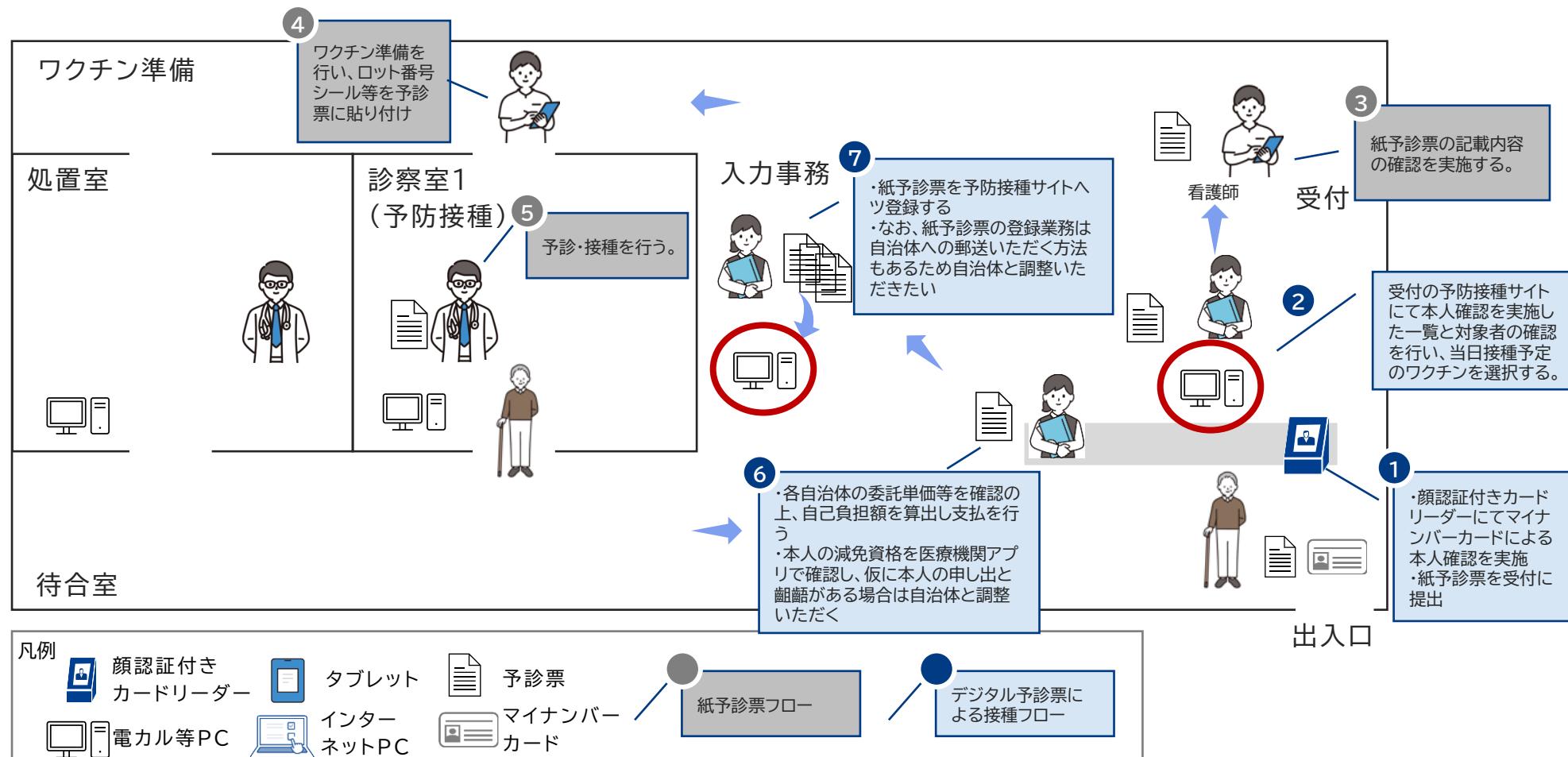
- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月～11月のピーク時は倍以上に増加する。
- 通常のデジタル予診票による接種の端末数・体制でピーク時へ対応する方法として紙予診票とデジタルのハイブリッドでの運用が想定される。



4. ③-2 B類（インフル・コロナの場合）×予防接種サイト（イメージ）

D診療所

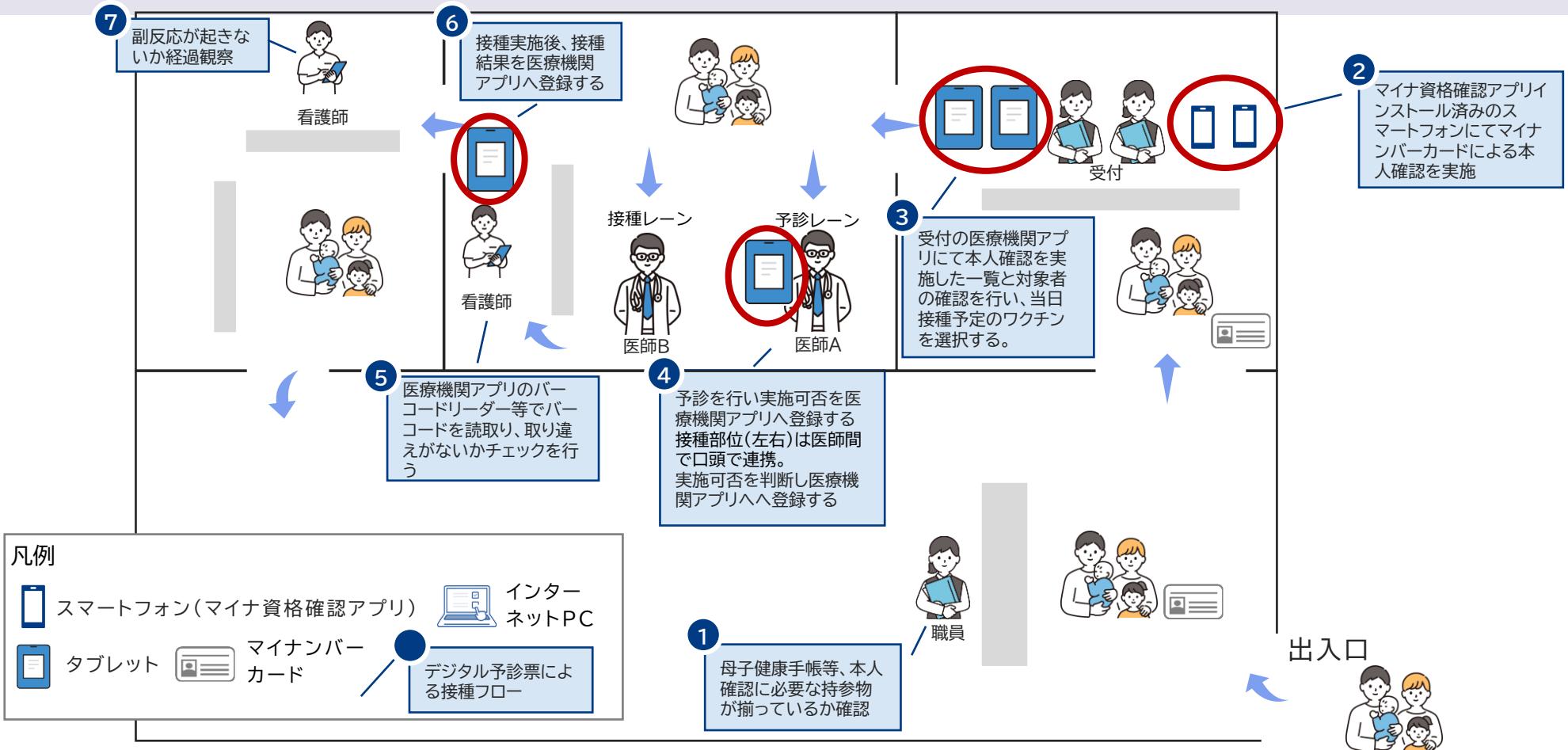
- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月-11月のピーク時は倍以上に増加する。
- 通常のデジタル予診票による接種の端末数、体制でピーク時へ対応する方法として紙予診票とデジタルのハイブリッドでの運用が想定される。



4. ④集団接種会場（BCG）×医療機関アプリ（イメージ）

- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を受付2台、予診レーン1台、記録登録用に1台、本人確認用のマイナ資格確認アプリインストール済み（※）のスマートフォン2台を配置する。
- 1日50人程の接種対象者のうち、先行実施では5～8人がデジタル予診票を利用していたが、全てデジタル予診票による接種を行う場合は受付用端末が1台では不足するため受付を効率化する。

※集団接種会場には顔認証付きカードリーダー等の資格確認端末が存在しないため、マイナ資格確認アプリを利用する



- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. 第73回予防接種基本方針部会の報告**
- 3. ワクチン接種記録システム（VRS）の終了について**
- 4. 医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ**
- 5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答**
- 6. 事務連絡**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

No	質問内容	回答
1	<p>東日本大震災の原発事故により、住民の多くが県内外に避難している自治体では、接種医療機関は避難先自治体に所在することが一般的である。過渡期は「相互乗り入れ不可」という説明がなされており、他市町村での接種が制度上できないという意味に受け取れるが、この「相互乗り入れ」の具体的な意味をご教示いただきたい。</p> <p>また、過渡期における対応として、避難先自治体での接種はどういう実現できるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「相互乗り入れ」とは、住民が、住民票所在地以外の医療機関で、住民票所在自治体が実施する予防接種を受けることを指します。 ・自治体が順次デジタル化することになる「過渡期」（令和8年6月から健康管理システム標準仕様書3.1版の適合基準日である令和10年4月以降の今後定める時点までの間のこと）については、「相互乗り入れ」不可となりますが、「過渡期」以降は全国の医療機関と自治体との間でのデジタル予診票による接種が可能となります。 ・については、過渡期中にデジタル化している自治体へ避難し、避難先自治体でデジタル接種を実施する場合、避難している住民の住民票の所在に応じて、以下の2つの方法が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ①住民票が避難元に残っている場合 避難先自治体において住登外登録を行い、仮の住民を作成します。この際、予防接種対象者番号やマイナンバーを付与して管理することで、避難元の住民票を残置しつつ、避難先自治体で新規に住民管理を行います。 ②住民票が避難先に移動している場合 転出入処理を行い、避難元の住民登録を消除した上で、避難先自治体で新規に住民管理を開始します。 <p>なお、上記の両パターンについては、住民から避難先自治体への申し出があることを前提としています。</p>
2	<p>デジタル化後の委託料とは、手技に関わる費用とワクチン代を含め算出されたものを想定されているのか。</p> <p>また、デジタル化導入後は、ワクチンを入札で購入する方式は成立しないという認識でよいか。新たな委託料の算出基準について、具体的な方針を教えていただきたい。</p> <p>委託料に関して、予予・請求システムに医療機関が接種記録を登録することが必須となる場合、その事務手数料的な費用を積算する必要があると思われるが、この手数料相当額を示す予定はあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化後の委託料は、手技料及びワクチン代を含めたものを指しています。 ・また、デジタル化後であっても、ワクチンを入札で購入することは妨げるものではありません。 ・デジタル化に伴う医療機関の事務手数料相当額をお示しする予定はありません。

5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

No	質問内容	回答
3	<p>自治体間で接種委託料の差が大きい現状を考慮し、デジタル化実装後（令和10年4月以降）の単価設定方法として以下のような仕組みは検討可能か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な価格に地域加算を加えて単価を設定する（診療報酬と同様の方法） ・被接種者の住民票所在地にかかわらず、接種医療機関の所在する自治体の設定した単価を適用する。 <p>厚生労働省の予防接種委託料調査結果をもとに県レベルで委託料を一律化することは可能か。県内の自治体間で、委託料に大きな相違がある場合に対応策があるかご教示いただきたい。</p>	<p>・委託料は各自治体が決定することから、現状、委託料について国の統一単価を示す等の対応予定はありません。</p> <p>なお、ご提案のあった県レベルでの委託料一律化については、県及び県内自治体間で協議の上、委託料設定をしていただくことは妨げません。</p>
4	<p>自治体が予防接種サイトを利用した場合、使用料はかかるのでしょうか？また、予防接種サイトを利用する場合、医療機関アプリの使用は不要になるのか。</p>	<p>・予防接種サイトとしての使用料は、予予・請求システムの負担金の中に含まれています。ただし、通常医療機関が負担しているオンライン請求ネットワークの接続費はかかります。</p> <p>・予防接種サイトを利用する医療機関においては、医療機関アプリの利用は不要となります。</p>
5	<p>市が契約したアプリで、他市の医療機関がどのアプリまたは予防接種サイトを導入していても相互乗り入れ利用が可能なのか。</p>	<p>・いずれの医療機関アプリであっても国が示す仕様に準拠していますので、予防接種サイトも含め、相互乗り入れ利用が可能です。</p>
6	<p>市としてすべきこと（必須のもの）の実施するタイミングのリミットの目安はいつになるか。 （市が行う各タスクについて、デジタル化開始予定月を基準のゼロ（例：R10年4月）とし、そこから遡って〇か月前までに（例 R〇年〇月までに）〇〇をする等、実施する目安の時期がわかるよう、わかりやすく表にしてほしい。）</p>	<p>・現在、令和8年度にデジタル化開始目標としている自治体については伴走支援を行っており、その支援の中で、令和9年度以降にデジタル化する自治体において参考としていただく「移行手順書（仮称）」の作成（令和8年夏前に初版公開予定）を進めています。当該「移行手順書（仮称）」において、ご指摘の点についてもお示しする予定です。</p>
7	<p>自治体における次年度予算編成（提出）は秋口に行っているため、予算編成に必要な情報のうち、特に各自治体で検討を伴う内容については、例年8月までに提供いただけるようお願いしたい。</p>	<p>令和9年度に自治体で必要な予算措置・医療機関で必要となる経費に係る財政支援については、令和9年度概算要求（令和8年8月末）においてお示しする予定です。その他については、適宜お示し可能となった段階で、説明会等でお知らせします。</p>

5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

No	質問内容	回答
8	医療機関 1か所あたりに必要とする端末の数は、最低何台を想定しておく必要があるか。	医療機関アプリ用端末については、各医療機関の既存の保有端末の状況や予防接種事務の動線等に応じて、端末の必要数や導入方針が異なることから、各医療機関に最適な形で端末を用意していただく方針であるため、一概に何台を想定するのが適切かは回答し難いところ、先行実施事業においては、診療所 2台、病院 3台を上限として対応しているところです。 本日の医療機関導線等の説明資料も参考としていただきつつ、今後お示しする「移行手順書（仮称）」（令和 8年夏前に初版公開予定）も参考としつつ、医療機関と協議しながら適切な台数をご検討ください。
9	医療機関アプリを利用する医療機関が請求・支払い確認をしたい場合は、予防接種サイトを利用することになるのか。その場合、予防接種サイトへ接続するための改修費用も必要になるのか。	今後、予予・請求システムを追加改修することで、医療機関が請求・支払明細の確認ができる機能を、令和 9年度以降医療機関アプリでも具備する方針としているため、令和 9年度以降にデジタル化をする自治体においては、医療機関アプリでこれらの対応ができるようになる想定です。
10	11月10日第 6回説明会資料 P 12にて「当面の間は、医療機関アプリまたは予防接種サイトを用いてデジタル化対応を行っていただく必要がある。」とあるが、当面の措置であり、いずれは電子カルテ等医療情報システムに移行すると考えてよいか。	先般の説明のとおり、電子カルテについては、医療機関が令和10年4月にオンプレミス型（※）の電子カルテ等の改修に対応できるよう技術解説書の公開を予定しています。ただし、改修のタイミングは電子カルテのリプレイス時期や他制度のデジタル化の進捗状況などに左右されるため、現時点では電子カルテ等での予防接種事務のデジタル化が全国的に普及する具体的な時期はお示しできない状況です。
11	集合契約を締結した医療機関で、結果としてデジタル予診票ではなく全て紙予診票での接種となつた場合も、予予・請求システムへ接種記録のデータを入力すれば国保連から支払いがされるという認識でよいか。	お見込みのとおりです。
12	医療機関アプリが現在2か所となっているが、今後随時増えた場合、随時情報提供していただけるのか。	医療機関アプリの開発ベンダに係る情報については、以下厚労省HPにて情報を随時更新しますので、適宜こちらを参照いただきますようお願いします。令和 7年 11月末現在、掲載の 2 社以外の複数社からお問合せをいただいている。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/digital.html

5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

No	質問内容	回答
13	特にB類については、接種件数多いため、入力項目は必要最小限としているが、デジタル化以降はどの項目を接種記録の必須内容とするのか。	令和9年度以降にデジタル化を予定している自治体向けの記録移行項目の詳細については、今後確定次第お伝えさせていただきます。
14	第6回説明会資料中の代理受領方式とは、どのようなことを指すのか。(本市では市の指定した予診票を持っていくことで2,000円引きでおたふくかぜワクチンを補助を使って受けられる。本市の医師会を通じて医療機関に対してその2,000円を支払っている。) この場合は、我々は①任意接種(委託契約に基づくもの)と考えてよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> 代理受領とは、接種対象者が自治体から受け取る助成金の受領権を、接種対象者からの同意に基づき医療機関に委任する方式を指すものです。結果として接種対象者は医療機関窓口で自治体からの助成額分を除いた自己負担額を医療機関窓口で支払います。 なお、お尋ねの「任意接種（委託契約に基づくもの）」かどうかの判断は、任意接種を実施する医療機関と自治体との間で委託契約があるかどうかによります。
15	マイナンバーカードを利用しない予防接種対象者への予防接種対象者番号の周知を国としてどのような方法を想定しているのか。	<p>予防接種事務デジタル化開始当初は、デジタル予診票の利用率が低いことが想定され、医療機関・自治体の紙予診票からの記録の入力負担を考慮し、当面の間は、マイナンバーカードの有無に関わらず、予防接種対象者番号の交付を認めることとします。</p> <p>マイナ保険証の普及率やデジタル予診票の利用率等を勘案し、令和11年度以降の予防接種対象者番号の取扱い方針については、デジタル予診票の利用率やマイナ保険証保有率等を踏まえて再検討を行いますが、デジタル化が進展して以降はマイナンバーカードを取得していない者等から申請に基づき交付する方針としたいと考えています。</p> <p>○当面の方針 (対象者) マイナ保険証の有無に関わらず全住民が対象 ※どの住民向けに通知をするかは、自治体の判断による (交付方法) ・紙予診票へ印字し郵送で交付（現行の予診票への宛名印刷と同様のイメージ） ・希望者からの申請に基づき、任意の様式で交付</p>
16	定期も同様だが、予診項目に「説明書を読みましたか」という項目があるが、説明書はデジタルになる際予診票と併せて統一説明書等が画面上で見ることができるのか。定期・任意で対応が異なる場合にはそれぞれについて提示方法をお示しいただきたい。	ワクチンの説明書についてマイナポータルから確認することはできません。自治体のホームページのリンクを掲載することとしていますので、各自治体のホームページ上に適切な案内を掲載いただく必要があります。

5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答

No	質問内容	回答
17	第3回説明会で開始目標時期（8月15日〆）を提出したが、その後のQAで、開始時期の変更が分かり次第報告をとあった。実際変更がある場合、どのように報告をするのがよいのか。 デジタル化開始目標時期（速報値）のその他（調整中）の自治体に再度、開始時期を確認するタイミング等があるのであればその時でよいか。	デジタル化開始目標時期に係る調査については、年明け1月中に再度令和8年度デジタル化開始自治体を除く全自治体に対して行わせていただく予定です。については、本日以降の開始目標時期の変更のご連絡は不要とさせていただきます。
18	厚労省HPに公開した説明動画について、医療機関向けに周知は行ったか。 また、手交用チラシを公開した際は、医療機関に対して周知を行う予定はあるか。	・動画については、日本医師会・都道府県医師会向けに周知を行いました。 ・今後公開する手交用チラシについては完成次第、日本医師会等に対して周知を行う予定ですが、郡市区医師会・医療機関に対しては、自治体からも当該資材を用いて周知をいただきますようお願いします。

- 1. 本説明会資料における用語の説明**
- 2. 第73回予防接種基本方針部会の報告**
- 3. ワクチン接種記録システム（VRS）の終了について**
- 4. 医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ**
- 5. これまでの説明会でいただいた主な質問と回答**
- 6. 事務連絡**

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6.事務連絡

今後の予定

- 12月～1月中に、これまで説明会でいただいた主な質問への回答をさせていただく予定
- 1月以降、デジタル化開始目標時期に係る調査を再実施する予定

本説明会の内容に係るご質問

以下の質問フォームにて質問を送信してください。

【質問フォーム】

<https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1743985748MMDicHIC>

※質問については、**最終締切：12月15日（月）17時（予定）まで**受け付け、後日主な質問への回答として共有させていただきます。

デジタル化全般に係るご質問

都道府県を介して、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課までメールでご連絡ください。

【連絡先】 yoboseshu@mhlw.go.jp